



# 埼玉県報

第582号  
令和7年(2025年)  
1月14日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

### 告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 志多見土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 県道所沢武蔵村山立川線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の見出し中「歳入等」の下に「及び収納の方法」を加え、同条に次の一号を加える。

十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第九項の規定により納付される放置違反金に相当する金額

第四十二条の二に次の一項を加える。

2 法律第二百四十三条の二の五第二項に規定する知事が定める方法は、納付書兼領収書その他の納入に関する書類により収納する方法とする。

第九十四条第一項中「これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければ」を「電子情報処理組織（正当な権限を有しない者が当該電子情報処理組織によつて記録し、及びその内容を閲覧することを防止するための措置が講じられているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）によつて記録しなければ」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による電子情報処理組織による記録は、予定価格調書を封書にし、開札の際これを開札場所に置くことをもつて代えることができる。

第九十五条中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改め、「封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければ」を「電子情報処理組織によつて記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による電子情報処理組織による記録は、封書にし、開札の際これを開札場所に置くことをもつて代えることができる。

第一百三十五条第五項中「第九十四条第二項及び第三項」を「第九十四条第三項及び第四項」に改める。

第一百三十五条第二項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車税の種別割又は自動車税の環境性能割」に、「自動車税等」を「自動車税の種別割等」に改める。

様式第三十七号（六）及び様式第三十七号（七）中

自動車取得税	自動車税
環境性能割 自動車税 (種別割)	自動車税 (種別割)

「納付日 自動車取得税 延滞金 計 区分 納付日 自動車

車税	延滞金	加算金	計	納付日	自動車税 環境性能割	延
----	-----	-----	---	-----	---------------	---

滞金	計	区分	納付日	自動車税 (種別割)	延滞金	加算金	
----	---	----	-----	---------------	-----	-----	--

計  
に改める。

様式第三十八号（一）から様式第三十八号（三）までを次のように改める。

検 査 調 書 ( 工 事 )	
年 月 日	
下記のとおり検査いたしました。	
検査員職氏名	
記	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 意 見	
区 分	内 容
工 事 名	公共 県単
工 事 場 所	
請 負 者 住 所	
請 負 者 氏 名	
代 表 者 氏 名	
請 負 代 金 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
契 約 方 法	1 一般競争入札 2 指名競争入札 3 随意契約
検 査 に 使 用 し た 書 類 名	

備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第38号(2) (第48条、第89条の2関係)

検 査 調 書

年 月 日

下記のとおり検査いたしました。

検査員職氏名

記

納 入 場 所					
納入期限又は 納入期日	年 月 日				
品 目	規格・ 銘柄等	数 量	価 格		摘 要
			単 価	金 額	
納 入 者 住 所					
納 入 者 氏 名					
代 表 者 氏 名					
契約履行の届出 を受けた日	年 月 日	検査年月日	年 月 日		
検 査 場 所					
検 査 意 見					
検査に使用した 書類名					

- 備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。
- 2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

検査調書(委託)

年 月 日

下記のとおり検査いたしました。

検査員職氏名

記

区 分	内 容
委 託 内 容	
契 約 額 ( 総 額 )	円
今 回 履 行 額	円
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
今 回 履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
契約の相手方法人名・ 個人氏名・屋号・支店名	
契約の相手方住所	
契約の相手方代表者氏名	
検 査 場 所	
検 査 意 見	
検 査 に 使 用 し た 書 類 名	

備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第百十二号(六)の注之中「ハクニキ」の下に「ハクニキ」を、  
「ハクニキ」の下に「ハクニキ」を加える。

様式第百十二号(七)を様式第百十二号(八)とし、様式第百十二号(六)の  
次に次の一様式を加える。

様式第112号(7) (第219条関係) (検査計算書)

年度 現金受払計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで)			
1 自店収納分 (自店において「収納日記票」を作成したもの)			
区 分		件 数	収 納 額
ア 一 般			
内 訳	(F41) によるもの		
	(F43) によるもの		
	(F44) によるもの		
	(F46) によるもの		
イ 県税関係 (F42)			
内 訳	さいたま県税事務所		
	川口県税事務所		
	自動車税事務所(03)		
	川越県税事務所		
	飯能県税事務所		
	東松山県税事務所		
	秩父県税事務所		
	本庄県税事務所		
	熊谷県税事務所		
	行田県税事務所		
	春日部県税事務所		
	越谷県税事務所		
	朝霞県税事務所		
	所沢県税事務所		
	上尾県税事務所		
	自動車税事務所(30)		
税務課 (データ伝送による口座振替分)			
ウ=ア+イ 収納額計			
処 理 内 容	エ 払込みした額		
	オ 払込みを翌月	月 日	収納分
	に繰越した額	月 日	収納分
カ 前年度収納分で払込みした額			
キ=エ+カ 払込額計			
2 自店収納分 (「収納日記票」を作成していないもの)			
区 分		収 納 額	払 込 額
ク 収納額			
処 理 内 容	ケ 払込みした額		
	コ 払込みを翌月へ繰越した額 ( 月 日受入分)		
サ 前年度受入分で払込みした額			
シ=ケ+サ 払込額計			
3 他店収納分 (他店において「収納日記票」を作成したもので、払込みを受けたもの)			
区 分		受 入 額	払 込 額
ス 払込みによる受入額			
処 理 内 容	セ 払込みした額		
	ソ 払込みを翌月へ繰越した額 ( 月 日受入分)		
タ 前年度受入分で払込みした額			
チ=セ+タ 払込額計			
4 第125条第2項の規定により、収納済通知情報を送信した場合の収納分			
区 分		件 数	収 納 額
ツ 収納済通知情報を送信した場合の収納額			
5 取扱額の総計			
区 分		収 納 及 び 受 入 額	払 込 額
テ=ウ+ク+ス 収納及び受入額の小計			
ト=ツ+テ 収納及び受入額の総計			
ナ=キ+シ+チ 払込額の総計			
上記のとおり提出します。			
(宛先)		年 月 日	
埼玉県会計管理者		店	
注1 検査日の属する年度とその前年度について作成すること。			
注2 払込みによらず振替又は振込により処理している場合は、「払込み」を「振替」又は「振込み」に読み替えること。			
注3 第4項については、統轄店、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)の埼玉県内代表店並びに株式会社ゆうちょ銀行が検査を受ける際に記載すること。			

第二条 埼玉県財務規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「基金に係る」を削る。

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（飯能高等学校、川越特別支援学校、川口特別支援学校、春日部特別支援学校、三郷特別支援学校、上尾特別支援学校、狭山特別支援学校、久喜特別支援学校、大宮北特別支援学校、越谷西特別支援学校、騎西特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「飯能高等学校、」を削る。

第二百十六条の見出しを「（検査員による検査）」に改め、同条中「実地に」を削る。

様式第百十二号（八）の注3中「検査口営業開始現在」を「検査対象期間末日の継続」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

### 埼玉県告示第二十六号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二十七号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告示

## 埼玉県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、志多見土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住 所
理事	松本 榮次郎	埼玉県加須市串作八百六十六番地一
同	赤坂 年広	同 阿良川八百五十五番地
同	長谷川 次郎	同 平永五百四十四番地
同	早川 良史	同 富士見町十番五十二号エアーズパレス百 一号

同	町田 稔	同 串作四百五十八番地
同	増田 公夫	同 志多見五百三番地一
同	松村 信夫	同 八百九番地一
同	寺山 計雄	同 千六十八番地一
監事	相沢 一雄	同 平永二百二十番地一
同	松本 修司	同 阿良川三百六十三番地一
同	高橋 光一	同 串作百四番地一
同	遠井 勝	同 日出安三百九十三番地

### 二 退任

職名	氏名	住 所
理事	松本 榮次郎	埼玉県加須市串作八百六十六番地一
同	江原 雅志	同 二百六十六番地一
同	松本 美良	同 平永二百八十二番地一
同	鈴木 博之	同 志多見二千三百二十八番地
同	長浜 章	同 平永七百三十七番地一
同	金子 志信	同 志多見百八十六番地一
同	赤坂 年広	同 阿良川八百五十五番地
同	赤坂 雅宏	同 七百十一番地
同	松本 邦男	同 三百七十三番地一
監事	松村 国男	同 志多見五百八十番地一

同	同	監事
遠	川	田
井	島	沼
	孝	武
勝	夫	夫
同	同	埼玉県加須市串作六百六十八番地一
同	同	平永千百九番地一
	日出安三百九十三番地	

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字上山口字中道端八 七番一地先から同大字上山口 字中道端八七番一地先まで		区 間
一五・一六〇 三一・七九	一二・九七〇 三一・七九	敷地の幅員 (メートル)
一〇・五五		延長 (メートル)
交差点整備工事による。		備考

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和七年一月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和七年一月八日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十一街区十九画地地先から十六街区三画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内三号街区公園地先から十六街区十三画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十五街区一画地地先から十七街区四画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十五街区八画地地先から十八街区二画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十四・八〇</p> <p>三十二・〇〇</p> <p>四十三・〇〇</p> <p>八・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>八・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>八・〇</p>

# 告 示

## 埼玉県選管告示第一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年一月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年一月十七日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する裁決取消、当選無効請求事件について

イ その他